

「定家本萬葉集」攷 一

——冷泉家本『五代簡要』の周辺——

山 崎 福 之

一

藤原定家の撰述した『五代簡要』の萬葉集抄出部分が、萬葉集本文と訓読の校勘資料として貴重なものであることはつとによく知られている¹⁾。特に定家本の流れを汲む本であると認められる廣瀬本の出現によって、その価値は一段と高いものとなった²⁾。その上に、従来の研究の対象であった志香須賀文庫本と彰考館本の二本の祖本に当たると見られる冷泉家時雨亭文庫本の出現によって、さらに定家自らの補訂の有様が明らかになり、定家の依拠した萬葉集の実相を窺う大きな手掛りが得られることが予想されることとなった³⁾。

『五代簡要』の重要性は、萬葉集全巻から抜書きされていること、そして訓のみの抜書きではなく、部分的に原文

を書き入れ、題詞左注や分類標目にも注意していることである。これは言わゆる萬葉集歌の訓のみの抄出本ではなく、ある萬葉集の一本、乃至は二本以上に基づくものであることを示すと見られるのである。廣瀬本が定家本の流れを汲むというのならば、当然その依拠した本と廣瀬本とは一定の近似性が予想されることになる。また定家の数多の編著の中で萬葉集を引用するのは、この『五代簡要』ばかりではない。それら他の文献における引用状況とはどのような関係にあるのか、それによって定家の手元にあった「定家本」と称しうる本の様相が見えてくることにもなる。さらに最も多く原文までも引用する文献として注目される『古来風躰抄』もまた、冷泉家時雨亭文庫蔵の俊成自筆本によって、「俊成本」とも称しうる本と考えることができるわけであり、その俊成本と、定家本の内にあったである

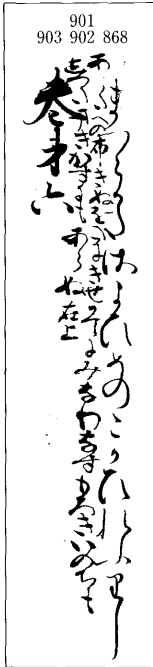
う俊成相伝本との関連を検討することも、この『五代簡要』を通して試みられることになる。

二

『五代簡要』によって初めて明らかになった書入を、前稿では書入冷新と称して検討した。その書入冷新がどのようなものであるのか、改めて確認してみよう。『五代簡要』の当初の萬葉集歌は、三句以上のもの三八七首と二句までのもの三九二首の合計七九九首であり、そこに定家筆か否かは一応措くとして、志香須賀本に見られない書入冷新はおよそ一四〇箇所（二句以上のもの七〇首と一字の書入など約七二箇所―判断の揺れるものを含む）にのぼる。具体例を示そう。

巻第六

〔志〕まつらがたさよひめのこがひれふりし（八六八）



まず巻五末尾の箇所、868番歌と「巻第六」との間の狭い所に901・902・903番歌三首が書入れられている。これは定

家筆と見られるものであり、また歌順に従った形を意識した結果と見てよいであろう。

〔志〕いもがめをみそめのさきのあきはぎ（一五六〇）

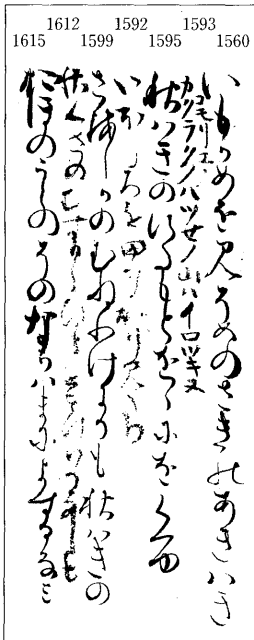
秋はぎのえだもとを、におくつゆ（一五九五）

いほしろを田をかりみだり（一五九二）

さをしかのむねわけにかも秋はぎの（一五九九）

秋くさのむすびしひもとけばかなしも（一六一二）

おほのうらのそのながはまによするなみ（一六一五）



1560番歌から1615番歌までの箇所はより複雑である。初めに1560・1595・1599・1615番歌と書かれていたところへ、1595と1599の間に1592番歌が、1599と1615の間に1612番歌が書かれた、これはどちらも定家筆と見てよいものである。この二首の書入はそのまま志香須賀本に受け継がれているのである。即ち、そ

山背ノクニニヤコハルサレハ
 ミコノフクモキノムメノチルハナノ
 なるゆきのしろかみまでにおほきみに つかへまつれ

こまでが一旦編述の節目となつて定家から為家へと伝えられた、それが志香須賀本祖本に当たると考えられる（このすでに志香須賀本に採られている書入を前稿では「冷志」とした）。そしてその後定家が再び書入を行なっている。それが1593番歌の片仮名訓であろうということになる。

このように定家は少なくとも二回以上の補訂を行なっていること、しかもその際に平仮名訓本と片仮名訓本の二種の本に依拠していることが明らかになつたことになる。『五代簡要』との関係を想定すべき諸本において、元暦校本・類聚古集は平仮名別提訓、伝冷泉為頼筆本・廣瀬本は片仮名別提訓、古葉略類聚鈔・春日本は片仮名傍訓と、三様のものが存することが改めて大きな意味を持つてくる可能性を示していると言えよう。

〔志〕 卷第十七

みふゆつきはるはきたれど〔三九〇一〕

ふるゆきのしろかみまでにおほきみに つかへまつれば〔三九二二〕

この卷十七の初めの箇所にも片仮名訓が見られる。ここは当初3901・3922と記した後に、3922の「の」を片仮名の「二」に訂し、下に「つかへまつれば」と書入れた、その形が志香須賀本に見えている。この訂正・書入は定家筆とはやや異なつて見えるもので、そのまま志香須賀本にある点からは、あるいは為家のものかとも考えられる。ともあれ、その後にはまず3901の左に3906の片仮名訓が、次いで3901の右に3907が書入れられたのであろう。ごく少数を除いて、ほぼ歌順に従つた書入となつていことから、この3906と3907には時間差があると見る方が適切であろう。ただそれが前述の1593番歌書人と同時か否かはわからない。

それよりもここでは、3907が長歌冒頭の訓であることが重要である。この長歌の訓は平安朝までの形を伝える元や類には見えず、その点は廣も同じである。ところが西には朱訓で「ヤマシロクニノミヤコハルサレハ」とあるので、つまり仙覚新点であること、そしてまた原文「山背乃久途能美夜古波」の「波」から離れた「ノ」であること、この二点に特徴があるのである。これもすでに前稿で提起したことではあるが、文永三年本の影響云々ではなく、定家周辺での付訓の可能性も残る例として示しておきたい。この歌に限らず、長歌の付訓がどの時期にどの程度なされたといったのが大きな問題なのである。後に挙げる水江嶋

子歌や竹取翁歌などの状況とも考え合わせると、定家は長歌からも多くの語を『五代簡要』に抜き書きしており、全く付訓のないままの状況に満足せず、より積極的に萬葉集歌句の収集に努めようとしたと考えることもできるかもしれない。いずれにせよ、長歌訓について、特に平安末から仙覚の新点時期に至るまでの間の説明が必要であることは間違いないであろう。

〔志〕みそのふのからあるのはな〔二二七八〕

2278

みそのふのからあるのはな

最後に2278番歌の一例を示しておく。当初「からあるのはな」までがあったところへ、「のいろにてにけり」を書入れている。これは定家筆の可能性が高いものであるが、このように句の途中までであったものを補って、句を完成させる形になっているものが多い。それは『五代簡要』における抜き書きについての意識が、単語・語句レベルから句（表現）レベルへと変化していると考えられる現象であろう。以上のような片仮名訓本の参看、長歌訓の収載、より歌そのものに近い形での抜き書きと、冷新によって示される定家の意図とその意味を、それぞれに検討していくことが求められるのである。

三―(1)

前章で述べたようなおよその状況を見てもこの『五代簡要』の多様な資料性の高さを十分に確認できるであろう。そこで次に、先には書入冷新のみを採り上げたのであったが、この『五代簡要』の冷新を書入れる前の姿（書入冷志は含む）を様々に比較していく中で、定家の依拠したであろう諸本の実相を窺う手掛りを得ることが求められよう。まずは従来の研究、特に渋谷氏による検証の及んでいない廣瀬本との関わりから検討してみることとしたい。両者の顕著な一致例から示そう。

536

おのうみの―廣―をくのうみに―類

おくの海の―和歌童蒙抄 おうのうみの―桂元西

をうのうみの―古紀宮温矢 近京

536番歌の初句は「おくのうみの」とあり、これが廣瀬本とのみ一致している。元々「を」であったものを重ね書きして「お」と改めており、志香須賀本はそのまま「おくのうみの」とある。つまり仮名遣の問題が生じているのである。この重ね書き自体は定家のものではないと見られる

が、『五代簡要』編述、また書入時点で仮名遣についてどのように考えていたのか、『下官集』などの著述との先後関係やまた為家の判断如何も課題となってくる可能性があるろう。いずれにせよ、廣とのみ一致（和歌童蒙抄も）、類と少異という貴重な例であることに変わりはない。

662
みこしやまー廣紀・袖中抄

アコシヤマー廣紀・袖中抄

あこしやまー元・五代集歌枕・和歌初学抄

アコノヤマー宮西温矢近京

662番歌の初句は「みこし山」とあり、神宮文庫本以下の「アコノヤマ」に対して、古本系の「アコシヤマ」との一致と見られる。「み」と「あ」との不一致によつて独立異文とすることも可能ではあるが、これは片仮名表記における誤認によるものと考えるべきであろう。片仮名の「ミ」で「見」を字母とするものと、「阿」を字母とする片仮名「ア」とは判別しがたい場合も多いこと、容易に推察されよう。即ち「あこしーアコシーミ（見）コシーみこし」という流れが想定されるのではないだろうか。一旦片仮名訓本を経た上での「みこし」であり、『五代簡要』と片仮名訓本とのつながりの密接さが窺われることになる。それが

廣瀬本祖本とつながるといふ可能性もすでに高いと考えられよう。

1377
ゆるみむろー

いのるみむろー廣元緒・古今六帖・柿本集
まつるみもろー元廣右

まつるみむろー類紀宮細西陽温矢京・五代集歌枕
1377番歌の第二句「いのるみむろ」は古今六帖と柿本集に見えるものの、諸本では元緒にのみあつて他になく（原文は「祭三諸」、訓本文のみを伝える文献によると見られていたものである。廣瀬本によつて諸本の訓の一と確認された。まさしくそれと『五代簡要』の一致が認められることは大きな意味を持つと言えよう。

1555
秋もたらいろとあむねこのあつ

いくかもあらねとー廣春・拾遺抄・和歌童蒙抄
いくかもあらぬにー類
いくかもあらねはー類朱紀宮細西温矢京
1555番歌の第二句「いくかもあらねと」も拾遺抄・和歌童蒙抄にあるものの、諸本では春日本のみであったのが廣瀬本にも確認されたもので、状況は類似している。定家八代

抄や秀歌大體に見えるのもこの形なのであり、定家の手元にあつた本の一群の中に、廣瀬本祖本も『五代簡要』依拠本も含まれることが想定できよう。

また原文との関係も見逃せない。「幾日毛不有者」から見れば、類朱以下の「あらねば」が訓として期待されるものの、類も「あらぬに」とあつて、古本系には「あらねば」がない。即ち順接でなく逆接であることを明示する訓が付されていることになる。

秋立ちて幾日もあらねばこの寝ぬる朝明の風は手本寒し
も

訓はやはり現行の形が適切である。しかしその一首の歌意から考えれば、ここは「秋になつてまだ何日も経っていないのに」と解さなければ結句の「手本寒しも」と呼応しないであろう。「あらねと」や「あらぬに」は歌意に即してみれば妥当な訓であつたと言えることになる。一首の歌としての訓が定家の判断の基準の一つであつた可能性を示すものと見ておきたい。

1638

り
の
言
の
ら
ま
し
て
つ
か
れ
と

ならのみやこの—廣紀京精

ならのやまなる—類古廣右宮細西温矢京・五代集歌

枕

1638番歌の第二句「ならの宮この」も紀と京精にのみあつたのが、廣瀬本とも一致した例である。原文「奈良乃山有」からは離れ、引用文献にも見えない形である。

ここまで『五代簡要』が廣瀬本のみ、また廣瀬本を含めても稀少な一致例となるものを示した。個々の事例には、それぞれ原文から想定し得る訓、原文とは離れて一首の歌として歌意を反映した訓など、固有の事情があるものと見られ、一概に判断することはむづかしい。しかし諸本の中でも特に廣瀬本にはこのように顕著に『五代簡要』との一致が見られることは看過できない事実なのである。勿論すべて両者が一致するわけではなく、こうした特徴的な一致例をはじめとして両者の共通性が高いという、およその傾向を示すというところであり、それは約八割程度と見てよい。この廣瀬本との関わりの強さは、前稿で論じたように書入冷新の検証においても、すでに認められたことであつた。

2608

2588

し
きた
へ
の
—
廣
し
きた
へ
の
—
廣
し
きた
へ
の
—
廣

しきたへの—廣

しろたへの—嘉類古宮細西紀温矢京・新古今集

2588の左に書入れられた2608番歌の第三句「しきたへの」は、

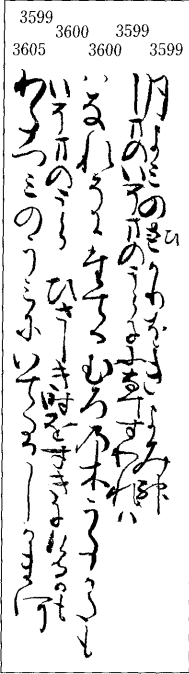
原文「白細乃」から離れながら廣とのみ一致していた。
『五代簡要』編述時に、また増補のための書入時に、定家の手元にあった本として、廣瀬本祖本の存在が浮かび上がることは確かであろう。

三一(2)

このように『五代簡要』本文と廣瀬本との関わりについても、前稿と同様に相当強いものと認められた。そのことをさらに、廣瀬本の特徴の一つであり、かつ『五代簡要』との関わりに着目する要因でもある、言わゆる掲出語についても検証してみたい。

〔志〕月よみのひかりをきよみ〔三五九九〕

はなれそにたてるむろの木うたかたも〔三六〇〇〕
わたつみのうみにいでたるしかま河〔三六〇五〕



卷十五の 3599・3600・3605 が当初記されていた所へ、定家筆と見られる書入冷新で、3599の「神しま」以下と3600の「ひさし

き時」以下が補われる形で加わり、そして 3599の「いそまのうら」が 360と3605の間に再度記されている。

3599	ツキヨミノヒカリヲキヨミ	3600	ハナレソノウタカタモ
月余美能比可里半伎敬美神嶋乃伊素未乃半良由		ハナレソノウタカタモニナレシトキフスキニケルカモ	
船出須和礼波		波奈礼獲余多天流半瀧藤本半多我多毛比佐之伎	
ツキヨミノヒカリヲキヨミカミシニノイトフニウラナナチスワレハ		ハナレソノウタカタモニナレシトキフスキニケルカモ	
ツキヨミノヒカリヲキヨミ		ハナレソノウタカタモニナレシトキフスキニケルカモ	

ここで廣瀬本を見ると、3599の本文右肩に「ツキヨミノキヨミ」、3600の二行の本文の間に「ハナレソノウタカタモ」と『五代簡要』と同じ句が掲出されている。その上に、3600の訓右肩にこだけ平仮名で「いそまのうら」とある。その「いそまのうら」が不審である。抑、3600には「いそまのうら」の句はなく、ここに掲出されるべきではない。また一連の掲出ならば片仮名と平仮名の二様になる可能性は低い。即ちこの「いそまのうら」には二重の不審があることになる。その不審が、先に示した『五代簡要』の状況と関連づけられるのではないだろうか。その経緯を推測してみれば、3599と3600の間に冷新が加えられた後に、3600の第四句以下を補おうとした際に誤って「いそまのうら」を再掲して

しまい、そのまま下に本来書くべき「ひさしき時」以下を記した形になった。それが廣瀬本祖本において取り込まれた——片仮名書きの掲出の後に平仮名で補足された分に当たる——ということになろうか。即ち廣瀬本祖本はこの定家手沢の『五代簡要』の周辺にあつたと見て差し支えないということを示すものと言えよう。

このように考えてみると、廣瀬本掲出語と『五代簡要』との関係の重要さが改めて浮かび上がることになる。特に廣瀬本には本文のみで訓を欠く箇所に掲出語が書かれている場合に、『五代簡要』との一致が顕著に認められる。

3791 すみの江乃ち里をのすひきりて

3791 すみの 解あつ乱あつ重あつ児あつ母あつ成あつ身あつ羅あつ母あつ津あつ牧あつ後あつ色あつ丹あつ若あつ着あつ来あつ然あつ之あつ天あつ後あつ
なげ衣あつ黒あつ江あつ之あつ速あつ里あつ小あつ野あつ之あつ真あつ様あつ持あつ母あつ穂あつ之あつ衣あつ丹あつ栴あつ錦あつ

廣瀬本の卷十六 3791 番歌には傍訓も別提訓もないが、本文中に「すみのえのとをさとをのまはきもて」と掲出されておられ、これは『五代簡要』と一致している。

4435
4448
ふあひをさかひつとくち

4435 布敷賣里之波奈乃波自米介許之和礼
 廣 知里奈年能知尔表夜古敷由可元

廣瀬本では卷二十の423番歌以後には全く訓がないが、4435番歌では本文の頭に「ふゝめりし花のはしめ」と掲出語があり、これは『五代簡要』と表記までも全く一致している。

4492 月よみはいづる冬せりふたふらふく

4492 都奇餘未伴伊蘇冬冬奈里之可傾我尔
 廣 霞多奈輝久波流多知奴寺可

同じく卷二十 4492 番歌でも本文の間に「月よみはいまた冬也しかすかに霞たなひく」と掲出されており、『五代簡要』との一致が顕著である。特に「冬也」という表記の一致は注目に値しよう。「なり」を「也」と表記することは廣瀬本掲出語でも『五代簡要』でも類例を見ないのであり、両者の関係は先後はともかくとして十分近接したものと認められると考えてよい。

いま一つ、廣瀬本との関係を考える上で欠かせない問題について触れてみたい。それは二箇所の巻末の特徴の問題である。

1413
 小つちあつけのつれを
 1403
 りわくつちのつれを
 巻末

1417
 右兒乃海平朝搭來者海中介麻子曾鳴成何捨其水平
 可程抄上
 萬葉集卷第七
 三幣帛取神之祝我鎮香秋原
 三ノサトニミクハフリカケルフスキニクニキ
 礫木伐治之國牛芥所取奴
 廣 1403

『五代簡要』の巻七巻末の部分は、1413・1403の順で、巻七ではここだけ歌順が前後している。諸本を見ると紀州本のみ1403を欠いているが（丁の変わり目の箇所）、他には同様に前後しているものはない。ところが廣瀬本もまた1403を欠くものの（これも丁の変わり目）、巻末の次に「旋頭歌」と1403が書かれているのである。これは廣瀬本の書本以来の1403の位置の不安定さを物語るものであろう。その状況が『五代簡要』に反映していると考えられるのではないだろうか。廣瀬本祖本以来、即ち『五代簡要』の編述時点ですでにこの歌順の錯誤が生じており、その順に従った抄出の結果と考える可能性が高いと見ておきたい。

1811
 ちわくつちのつれを
 1786 1740
 三ノサトニミクハフリカケルフスキニクニキ
 巻第十

同様の状況を巻九の巻末にも見ることができ。1811・1740と記された後に冷新の1786が書き入れられている。その1811が実際の巻尾の歌であるが、なぜその次に1740が続いているのであるうか。『五代簡要』で1740のあるべき箇所は1736から1745へと飛んでおり、1740は見られない。一方廣瀬本では1740のあ

葉上々々木枝藤有^{イノトコ}必聞陳努^{ユウ}性士^{ユウ}采之依家良倍母
 ンカノウヘノコトヤチロケリキカクコトヤヌマコトミヨルヘケラヘト

石五首高橋遠^{ユウ}集卷第九

後

萬葉集卷第九

詠浦嶋子

ハルノヒノカスミノトキニエミヨシノキレニイチキタツリフチノエテ

ラフミシハイニシヘノゴトフオモエルミツエノウラヒニエカフツリ

るべき箇所には本文と傍訓があるが別提訓はなく、巻末の「萬葉集卷第九」の次に「詠浦嶋子」として片仮名訓の全文が記されている。これは廣瀬本卷九書写者による恣意的な1740訓の抜書ではなく、書本の形を写したものである。即ち廣瀬本祖本の段階ではそれまで訓のなかった1740番歌に付訓され、それは巻末に加えられた（あるいは付訓された本と校合した結果が加えられた）、それが『五代簡要』の記載順に反映していると考えることができるとではないだろうか。諸本には1740番歌について順序の不安定さにつながるような要素は見当たらず（藍には訓なく、壬には片仮名書入訓が部分的にある。順は本来の通り）、現時点では廣瀬

本の状況と関連づけられるのは『五代簡要』のみなのである。先の巻七巻末の状況と合わせてみれば、巻末部で歌順が前後する二箇所ともに両者が一致するということは、ここでの推定の通りとは限らないとしても、やはり大きな意味を持つと考えてよからう。

以上のように、『五代簡要』の内容を考える上で廣瀬本の重要性は多面的に認められるものと言える。前稿で示した書入冷新での検討結果と合わせて、定家依拠本は廣瀬本祖本に極めて近似すると考えることができる。

四

定家所持本の様相を探る上で、定家の編述した歌集・歌書における萬葉集歌の検証は欠かせない。すでに渋谷氏が広範に取り組まれて一定の見通しを立てておられることであるが、この新たな『五代簡要』をめぐって、改めてその周辺の文献との比較を試みたい。『五代簡要』との接点を探るとともに、それぞれの依拠したのであるう萬葉集の位置を推察することにならう。

まず定家が単独で撰進した勅撰集である『新勅撰和歌集』を採り上げてみる。これには萬葉集歌が五十八首引かれていた。それらは当然定家の手元にあった萬葉集、乃至は拾遺集や古今六帖などの歌集から採られたものと予想さ

れる。この点は渋谷氏に言及があり、これら五十八首の訓は大よそ次点本系の訓と一致すること、萬葉集諸本に見えないいくつかの訓は古今六帖や五代集歌枕などに依るか、それらにも見えなければ定家の改作かと推測されている。ここでは『五代簡要』との関わりから見直してみたい。新勅撰所引の萬葉集歌五十八首中、『五代簡要』との共通歌は三十九首である。それらを見ると、大よその一致は認められるものの、顕著な相違と言える例も数多く見られる。次に挙げる四例はいずれも新勅撰所引の形が萬葉集諸本だけでなく『五代簡要』とも一致しない例である。

275 五代簡要 たかしまのかちのゝはらにけふくれぬ

新勅撰 たかしまのかちのゝはらにこのひくらしつ

けふくれぬれは―類廣古右紀宮左細京左・和歌初学

抄

このひくれなは―古宮細西温矢京

このひくらしつ―古今六帖

275 番歌は「かちのゝはら」と「けふくれぬ」との間に「に」の書入冷新がある。この結句は原文「此日暮去者」で諸本の訓は「けふくれぬれは」と「このひくれなは」の二様に限られており、新勅撰の「このひくらしつ」を見ることはできない。一方古今六帖には「このひくらしつ」とあり、新勅撰はこれに依つたと推測される。即ち、『五代

簡要』は萬葉集からの抜書きであり、新勅撰は平安和歌からの撰集であるという基本的認識があつた可能性を示唆しよう。

3089 五代簡要 ときつ人かりちの池にすむとりの

新勅撰 とをつひとかりちのいけにすむをしの

すむとりの―元類廣紀宮細西温矢京・五代集歌

枕・万葉抄出

3089 番歌には全くの異訓が見える。新勅撰の「すむをしの」は萬葉集諸本（原文「住鳥之」）と『五代簡要』の「すむとりの」と異なっている。五代集歌枕や後に触れる定家撰の『萬葉抄出』が「すむとりの」であるのとも一致していない。渋谷氏はこれを定家の改作かと推測されている。しかし、ここは新勅撰の卷十二恋二のよみしらず歌が八首並ぶ箇所、その内五首までもが萬葉集歌であり、それらはほとんど正確に諸本の訓と一致しているのである。異なるのはこの「をし」ばかりなのである。なぜにこれのみ改作の必要があつたのか、抑勅撰集編纂に際して撰者の改作があり得たのか、当然問われなければならないであろう。この歌は古今六帖にも見えず、新勅撰の撰集資料に想定される文献に所載されたという証が得がたい。そのため改作説も領けるものの、なお疑問を残すものとして留めておきたい。

709 五代簡要 みちたつくし月まちて

新勅撰 みちたつくし月まちて

たつたつし—元類廣紀宮細西温矢・俊頼髓脳など

たとたつし—京

たとたとし—古今六帖・伊勢集・源氏物語積

709 番歌では新勅撰に「たとくし」とあるが、萬葉集諸本はほぼ「たつくし」(原文「多豆多頭四」)であり一致しない。一方古今六帖、伊勢集(下巻の後半部にあり、後の書入が組み込まれたものかと言われる)、源氏物語釈には「たとたとし」と見える。また引用文献でも俊頼髓脳や色葉和難集、定家の源氏奥入、為家の万葉集佳詞には「たつたつし」とあり、両様の形で流布していたことが窺われる。新勅撰には古今六帖系の形が採られたということであり、275 番歌の事情に通じるものと認められよう。

763 新勅撰 たえての、ちもあはむとそおもふ

763 番歌では『五代簡要』では第二句までしか引かず、四句以下が不明だが、新勅撰の「たえての、ちもあはむとそおもふ」が異例なので注目しておきたい。これは原文「在手後二毛 不相在目八方」とは相当に離れた訓であり、萬葉集諸本には類似の形さえも全く見られない。古今六帖も「ありてのちもあはさらめやは」であり、諸本異同の内にある。しかし³⁰⁸⁹番歌の「をし」のように、定家の改作

云々に言及する必要はなからう。わずかとはいえ、『伊勢物語』三十五段に新勅撰の形が見えるからである。その章段が実は「むかし心にもあらで絶えたる人のもとに」以下、この歌を記すだけの小段であつて、ある歌集の中から詞書と歌の一組を抜き出したものとも見得る形なのである。また元来萬葉集歌としての訓みではなく、「玉の緒の絶えたる恋の乱れなば死なまくのみそまたも逢はずして」(2789)などから、「玉の緒—絶ゆ—結ぶ—逢ふ」という連想の下にどの時点かで改作された形が伊勢物語に見えるとも言い得よう。新勅撰を見ると、この歌は卷十五恋五に「題しらず」として並ぶ七首の「よみ人しらず」歌の中にあるが、³⁰⁸⁹番歌の場合とは異なり、そこには萬葉集歌が一首も見られないのである。様々な想定が可能ではあるが、まずこれは萬葉集からの採録とは見難いと考えることが適切であると言えよう。

新勅撰中の五十八首の内、このような諸本と全く一致しない異訓が、『五代簡要』との共通歌には他に三例、非共通歌にも三例あり、割合としても無視できないものである。それら個々の例についても、同様に新勅撰における配列ばかりか表現・語彙の検証などが必要にならう。定家の改作と短絡することは控えるべきものと考えられるが、校合資料としては二次的なものに留まると判断せざるを得ないで

あろう。萬葉集歌抄出（佳句抜書）と勅撰集撰歌とでは、自ら資料選択の意識に異なるものがあつたと推定しておきたい。

五

次に定家による萬葉集歌抄出と考えられている『萬葉抄出』（以下『抄出』という）について検証してみよう。¹⁵『抄出』は卷十一 248から卷十五 374までの中から抄出されており、『五代簡要』との共通歌は七十七首である。『抄出』と萬葉集諸本との関係について、渋谷氏は西本願寺本の基をなす親行本乃至はその祖本、あるいは仙覚寛元本（神宮文庫本）に近いものと考えられている。それは西に一致する割合が他の諸本よりも高いことや、西と異なる場合には宮と一致することなどから導かれている。但し『抄出』が仙覚本の紺青訓（改訓）と一致する例も見ることができ、それらに古次点系本には全く見られないものがあるという点は注意される。

2530 番歌の第三句がこの例の一つである。

2535 五代簡要 あらたまのすとか竹かきあみめより

抄出 あらたまのすとか竹かきあみめにも

あみまよりも―嘉類

あみめよりも―廣古・奥義抄・和歌初学抄

あみめよりも―宮細京緒・和歌色葉 あみめをも―紀

あみめにも―宮左細左文西陽矢京（五本「にも」青）

『抄出』の「あみめにも」は紺青訓と一致し宮細の左書入に見られるが、それ以前には引用文献を含めてもやはり見えない。原文の「網目従毛」から見れば十分ありうる訓と考えられるが、『抄出』依拠本に仙覚改訓の形跡があるとは認めがたく、これにはすでに結果的に一致する「あみめにも」訓の一本乃至は引用文献があつたか、あるいは定家自身の改訓の可能性も考慮しておく必要が出てこよう。一方『五代簡要』の「あみめよりも」も諸本の中では古本系に見出しにくい。原文から見れば句末に「も」を伴う訓の方が自然であり、この「あみめよりも」は異例とも言える。ともあれ、同じく萬葉集からの抄出ではあつても、両者の依拠したものは別系のものと考えるべき可能性が大きいと言えよう。

2724 五代簡要 秋風のちえのうらわのこつみななる

抄出 秋かせのちえのうらはのこつみなす

こつみななる―嘉類古廣西左京緒・五代集歌枕

こつつみななる―古今六帖

こつみなす―宮細紀文西陽矢京（五本「す」青）

『抄出』の「こつみなす」は紺青訓に一致するばかりでなく、寛元本とも一致するが、それ以前には引用文献を含

めてもやはり見えない。原文「木積成」の訓として当然仙
覚以前にもあり得る形であろう。『五代簡要』とはそれぞ
れ依拠本を異にしたということであろう。『抄出』はすべ
て訓のみの抄出であり、原文について顧慮した形跡は認め
られない。書誌的な検証等がすでに困難な状況にあつて、
翻刻の確認もできないことは大きな問題と考えざるを得な
いのである。

3165 五代簡要 とはたのうらにしきなみの

抄出 とはたのうらにしきしまの

しきなみの―元廣宮細西紀温矢京・五代集歌枕

しきなみの―類〔右廣右古〕・奥義抄 しらなみの―類

『抄出』の「しきしまの」は萬葉集諸本・引用文献のい
ずれにも全く見ることができない。原文「敷浪乃」からは
離れた訓であり、この訓では一首の歌の表現としても成り
立たないであろう。何らかの過誤があつたものかとも考え
られ、少なくとも今の『抄出』の形が定家の手を経たもの
かどうか疑わせるに足るものと言えよう。独立異文はこれ
だけではなく、この共通歌七十七首の中にさらに五例もあ
る。いずれも少異ではあるが他に知られない。またその独
立異文を含め『五代簡要』との異同は、七十七首中に二十
七箇所にも上つているのである。この点は渋谷氏の調査と
は異なっており、一層不一致の多さが目立つ結果となつて

いる。先に示した『抄出』と仙覚文永本紺青訓との一致例
の状況と考え合わせてみれば、やはり『抄出』と『五代簡
要』には異質なものを想定せざるを得ないであろう。『抄
出』の現状から見て、作者未詳歌がほとんどであり（巻十
五の一部を除く）、言わゆる「よみ人知らず歌」の資料と
して選歌されている可能性もある。それならば前章で見た
新勅撰所載の萬葉集歌の状況との接点も見えてくるように
思われる。現状では元来は萬葉集の一本によつていたと考
えられるものの、すでに訓のみの形で一定の定着があつた
ものとも推測される。

六

最後に定家の父俊成の編著『古来風躰抄』所載の萬葉集
歌を採り上げる。これは従来から定家本の一つとして想定
されている俊成相伝本に密接に関わるものと考えられてお
り、筆者もそれを仮りに俊成本と称して、特に廣瀬本との
比較を通していくつかの特徴を明らかにした¹⁷⁾。それはま
ず、俊成本が廣瀬本、また伝冷泉為頼筆本と非常に近い関
係にあると認められること、そして『古来風躰抄』自体が
初撰本・中間本・再撰本と改撰されたものであり、その相
互の異同が萬葉集諸本間の異同につながつてくる点が多い
こと、即ち俊成本と仮称するものの、これも複数の本があ

り得ること、さらに片仮名書入の検証を通して片仮名訓本全体との関わりを考える上での大きな資料となることなどである。ここでは『五代簡要』との比較によって新たな特徴を検証してみたい。両者の共通歌は九十三首を数え、五章に述べた『抄出』とも共通するのは十五首に上る。その中で大きな異同のある二首をまず見よう。

2644 五代簡要 をはり田のいたゝのはしのくつれなはけた

よりゆかむ

抄出

をはたゝのいたゝのはしのこほれなはけた

よりゆかむ

俊

をはたゝのいたゝのはしのこほれなはけた

よりゆかむ

をはりたゝ類朱廣右宮左細左文西紀陽温矢京・和歌

初学抄・和歌色葉

をはたゝゝ類古廣宮細紀左京・古今六帖・柿本

集・俊頼髓脳など

くつれなはゝ嘉廣右文左西左紀左温左矢左京左・柿本

集・俊頼髓脳

こほれなはゝ類古廣宮細文西紀陽温矢京・古今

六帖・和歌童蒙抄など

2644 番歌は大きな異同が二箇所あり、それぞれ諸本で一貫せず、ねじれた様相を呈している。『五代簡要』の「をは

り田」は類朱をはじめ仙覚文永本系諸本につながるが、俊や『抄出』は「をはたゝ」とあって、これは古本系と仙覚寛元本に一致する。一方「くつれなは」の方は嘉と文永本左訓に一致し、俊や『抄出』は古本系や仙覚系の大半に一致しているのである。ここで先に述べた俊と廣の關係、三章で述べた廣と『五代簡要』の關係に鑑みても、必ずしも三者を一樣に想定することが適切とは限らないことが知られよう。常に複数の本文の存在と編者の撰択意識の働く余地があることは否めない事実として考慮しておかなければなるまい。

それはこの歌が数多くの文献に引用される著名な歌であったことにもよろう。萬葉集歌を引く文献のほとんどに見られると言つてもよいほどである。ただ「をはり田」と「くつれなは」は少数で、『五代簡要』と同じものが見られないのは注意してよい。これは諸本においても同様であり、『五代簡要』の形に定家の何らかの意識を窺う可能性を考えることも無理なことではない。「をはたたのいたたのはし」が歌枕として知られていたことは、

○けた落ちて苔むしにけりをばただのいたたの沼にわたすたな橋（堀河百首・橘・仲実）

○なほやめにみかへさるるをばただのいたたのはしはこぼれもぞする（和泉式部集239）

○いかにして君うらむらんをはただのいただのはしのけ
たよりもこで（基俊集66）

などによつても知ることができ、その上で「をはり田」を
選んだ点は、萬葉集としての訓読という意識の現れとも見
うるからである。

3062 五代簡要 忘草かきもしみゝにうへたれとおののし
こくさ

抄出 わすれ草かきもしみゝにうへたれとおののし
こくさにの

俊 忘草かきにしみゝにおふれともをにのしこ
くさ

うへたれと元右古廣宮細西右紀温矢京・俊頼髓

脳・和歌色葉・袖中抄

うへたれは元類廣左西・綺語抄

おふれとも元類廣左西・綺語抄

3062 番歌は『五代簡要』の「うへたれと」が『抄出』や廣
をはじめ大多数とほぼ一致するばかりか、引用文献とも多
く一致する¹⁹。これに対して俊は類や西など一致例が少ない。
この場合の俊と『五代簡要』の相違は、両者それぞれの依
拠本文の相違という点に起因しているよう。俊にとつては類
との近さを想定させる例であり、『五代簡要』にとつては
元廣古との近さに資する例であるが、同時に俊と廣との
異例でもあり、それは俊成自身にもやはり独自の選択意識

が働いたことを示すものとも言えよう。『五代簡要』と俊
の一致しない例が共通歌九十三首の内十六首（どちらか
が独立異文の場合を含めて）も数えられることも、そうし
た背景があることを物語っていると見られよう。

一方、『五代簡要』と俊との関わりを示す貴重な一例と
して、前稿では4199番歌の「しつくいそ」を採り上げた。

4199 五代簡要 藤波のかけなる海のそきよみしつくいそ

をも

俊 藤奈美のかけなるうみのそきよみしつい
そをもく

しつくいし元類廣宮細文西紀温矢京・古今六

帖・五代集歌枕

4199 番歌の第四句「しつくいそをも」は、萬葉集諸本をは
じめ他の文献にも全く見えないが、それが俊にのみ見える
ことの意味は小さくない。定家が『五代簡要』を著わし、
その後幾度となく補訂を加えていくに当って底本とした本
（これをも定家本と呼ぶことにしておく）の内の一つが、
俊成相伝の本であったことを推測させることになるう。
『五代簡要』の志香須賀文庫本では「いし」に改められて
いる（為家によつてか、また別の諸本に依つてか）ことか
らも、定家筆の可能性の高い書入箇所であることから、
この両者にのみ一致する例の重要性は窺われるであらう。

最後に『五代簡要』と俊の不一致例の中で、萬葉集諸本の内の、元や類・廣との異同も両様である例を二例示しておこう。

74 五代簡要 みよしのゝ山した風

俊) みよしのゝ山のした風

やましたかせ―類冷廣紀宮細文西温矢京・拾遺

集・五代集歌枕

やまのしたかせ―元・綺語抄

74 番歌は原文「山下風之」とあり、『五代簡要』は萬葉集諸本をはじめ大多数と一致するが、俊はそれと合わず原文ともずれる。

1931 五代簡要 かはかみのいつものはな

俊) かはのうへのいつものはな

かほかみ―元古紀宮細西矢京・赤人集

かはのうへの―類廣古左

1931 番歌は原文「川上之」であって、両様の訓がありうるが、これも『五代簡要』が大多数と一致し、俊は類・廣と合う。このように元・類・廣が『五代簡要』と俊の一方に偏った一致を見せないことは、両者の訓がそれぞれ撰者の恣意によるのではなく、次点の系列の中にあつて選択されたものであることを示していると考えておきたい。

七

以上のような考察の結果、なお不明確な点も多いが、『五代簡要』を定家の手沢本と認めた上で、定家本の流れを汲むという廣瀬本や定家の編著における萬葉集歌との関わりをめぐって、大よそ次のような見通しが立てられるように思われる。

まず廣瀬本とは、その祖本と『五代簡要』とが緊密な関係にあり、言わば双方方向の交渉が重ねられたことが推測できることである。前稿で検討を加えた書入冷新の状況や本稿第三章で見た事例から窺われることと言つてよからう。また定家の編著の中では、新勅撰集の萬葉集歌には必ずしも校合資料に適さない性格も窺われること、『萬葉抄出』については渋谷氏の説かれること以上に古次点との相違も多く、特に『五代簡要』とは離れる点が多認められることが重要と考えられる。訓のみの抄出はまた別の意図を想定するべきであろうし、『萬葉抄出』自体が現時点では詳細を知る事ができないことが問題であろう。

さらに俊成本と名づけた俊成自筆の『古来風跡抄』については、『五代簡要』の周辺にあつて、その当初の編述では参看されていない可能性が高そうだが、補訂書入に際しては用いられたと見得ること、即ちそれは俊成相伝本とし

ての定家本でもあったと想定できることが確認されたことになろう。

前稿に続いて『五代簡要』の検証には廣瀬本が欠かせないことが明らかとなった。本稿で試みた掲出語・巻末の問題などなお課題を残す点も多いが、現時点では『五代簡要』以上に関連性の高いものを指摘することはできない。廣瀬本祖本が定家の手元であり、ここでは『五代簡要』の編述も補訂も行なわれていたであろうことまでは、十分推定しうるものと言えよう。本稿を前稿でまとめた課題達成のための一段階として提示しておくこととしたい。

注

- (1) 久曾神昇「万物部類倭歌抄解題」(『日本歌学大系別巻三』風間書房、昭和三十九年五月)
 - 三 渋谷虎雄『中世萬葉集研究』(風間書房、昭和四十二年四月)
 - (2) 「廣瀬本萬葉集解説」(『校本萬葉集十八新增補追補』岩波書店、平成六年十二月)において検証され、付録として、掲出語(掲出語・萬葉集佳詞)・『万物部類倭歌抄』の対照表が載せられている。
 - (3) 冷泉家時雨亭文庫本『五代簡要』については、『五代簡要 定家歌学』(冷泉家時雨亭叢書第三十七卷、朝日新聞社、平成八年四月)所収の影印による。本稿では特
- にことわらない限り、これを『五代簡要』とのみ記す。
- (4) 拙稿「『俊成本萬葉集』試論—俊成自筆『古来風抄』の萬葉歌の位置—」(『美夫君志』第五十三号、平成八年十月)において、廣瀬本を中心に諸本との関わりを検証した。
 - (5) 拙稿「『定家本萬葉集』攷—冷泉家本『五代簡要』書入と廣瀬本—」(西宮一民編『上代語と表記』所収、おうふう、平成十二年十月)において、冷新と諸本との比較を、廣瀬本を中心に行なった。また冷新の一覽表を掲げ、諸本との主な異同を表示した。
 - (6) 以下、注(3)で示した影印本によって『五代簡要』の該当箇所を図版で示す。「志」と略称するのは志香須賀文庫本(『日本歌学大系別巻三』)である。
 - (7) 以下諸本の訓は、602番歌の場合を除き、便宜上すべて平仮名で示す。四〇六章も同様である。
 - (8) 『日本歌学大系別巻三』には「おうのうみの」とあり疑問が残る。
 - (9) 同様の訂正は他にも見られる。269番歌で「山とりのおの」とあるが、初めの「を」を重ね書きで「お」と訂じている。志香須賀本にも「山とりのおの」とある。
 - (10) 「このネバは、まだくしないうちに、の意。」(新編日本古典文学全集)
- ・「幾日もあらねば」の「ねば」は、「…ではないの」という逆接の条件を表す。(『新日本古典文学大系』)

・「逆接。ネバの前文(A)と、後続文(B)の内容により順接か逆接かは定まる。」(和歌文学大系)

- (11) これについて「廣瀬本萬葉集解説」(校本萬葉集十八新增補追補)所収)には、「廣瀬本だけの手抜きか、書本において既にそのことがあったのか、断定できない。」とあるが、六章で述べる俊成本も422までであり、これは言わゆる「九四首なき本」につながる問題と考えてよい。注(4)の拙稿、また田中大士氏「廣瀬本萬葉集の性格―卷二十の特異な傾向をめぐって―」(『文学』季刊第6巻第3号、一九九五年夏)を参照されたい。

- (12) 『五代簡要』の「はしめニ」の「ニ」は後補と見られる。

- (13) 以下本稿で扱う『新勅撰和歌集』は、穂久邇文庫蔵本(冷泉家旧蔵、伝為家筆)の影印(日本古典文学影印叢刊13、日本古典文学会、昭和五十五年五月)による。また単に新勅撰と略記する。

- (14) 十四世紀末頃の『万葉詞』(陽明文庫)には「コノ日暮ツイ今日暮レヌレハ」とある。古今六帖、新勅撰所収のものも萬葉歌と認められていたこともありえたであろう。

- (15) 『萬葉抄出』は「校本萬葉集十増補」所収の翻刻による。

- (16) 行草体では「浪」と「嶋」は類似した形となることもある。

- (17) 注(4)の拙稿において、冷泉家時雨亭文庫蔵の俊成自筆の初撰本について検証した。本稿でもこの本(略称

「俊」)によって検証する。

- (18) 引用した三首の本文は、『新編国歌大観』に拠った。
(19) 仮名遣については顧慮していない。

〔付記〕

本稿は「上代文学会創立五十周年記念大会」(平成十四年五月十八・十九日)の席上において口頭発表した際の原稿に補訂を加えたものである。当日数々の貴重な御指摘、御教示を賜わった方々に厚く感謝申し上げる。それらの課題に応えるべく、今後も検証を重ねて「定家本」に近づくことを念じている。